

石神井公園ふるさと文化館団体登録のご案内

石神井公園ふるさと文化館の団体登録をすると、会議室等の使用料が半額となり、予約受付開始日が6か月前からとなります。

1. 登録できる団体

次に掲げる(1)～(7)の条件を全て満たす団体が対象となります。

(1) 次に掲げるAまたはBのいずれかに該当している団体であること。

- | |
|--------------------------------------|
| A 練馬区の伝統文化に係る文化活動を、継続的かつ計画的に行っている団体。 |
| B 練馬区の観光に寄与する活動を、継続的かつ計画的に行っている団体。 |

(2) 団体の構成員が、10人以上であること。

(3) 団体構成員の過半数が、練馬区内に居住、勤務または通学していること。

(4) 営利を目的としていない団体であること。

(5) 特定の政党または宗教に係わる活動をしていない団体であること。

(6) 団体の代表者が18歳以上であること。

(7) 幼児、小学生および中学生が構成員の7割を超える団体の場合は、活動責任者となる保護者が名簿に記載されていること。

2. 申請方法

登録ご希望の団体は、下表のとおり、該当する書類を全てご用意のうえ、下記受付場所で申請してください。なお、練馬区生涯学習団体として登録している場合は提出書類の一部を省略することができます。(郵送でも申請できます。)

※書類の記入については、別添記入例等をご覧ください。またボールペン等でご記入ください。(鉛筆・シャープペンシルの記入は不可)

	申請に必要な書類	生涯学習団体として登録している場合
①登録申請書 (第1号様式)	○	○
②活動実績報告書 (第2号様式)	○	○
③会員名簿	○	○
④規則(会則)	○	×
⑤団体の会計に関する書類	○	×
⑥練馬区生涯学習団体届出証(写)	×	○
⑦代表者あて団体登録証送付用封筒 (82円切手貼付)	○	○

【受付時間】 開館日の午前9時～午後6時(休館日: 毎週月曜日(月曜日が祝休日のときはその直後の祝休日でない日)、12月29日～1月3日、臨時休館日)

【受付場所または郵送先】〒177-0041 練馬区石神井町5-12-16

練馬区立石神井公園ふるさと文化館 (裏面の案内図をご参照ください。)

3. 登録の決定

提出された申請書類が「1. 登録できる団体」の条件等(練馬区立石神井公園ふるさと文化館団体登録要綱)に適合しているか、内容を審査します。登録の承認等については、後日郵送にて通知いたします。登録が認められた団体には、団体登録証を発行します。

※利用予定月の6か月前の初日の受付開始日に限り、受付の順番を決める抽選会を行います。抽選会参加ご希望の団体は、希望する抽選会の前月10日までに団体登録の申請をしてください。抽選会については別紙「石神井公園ふるさと文化館施設利用のご案内」をご覧ください。

4. 登録決定後の施設利用受付

石神井公園ふるさと文化館団体登録決定後は、利用予定月の6か月前の月の初日から申込できます。また、利用施設の使用料および備付器具使用料が、減額(通常料金の半額)となります。施設利用申請の際には、受付窓口にて団体登録証をご提示ください。

5. 登録後の注意事項

- (1) 石神井公園ふるさと文化館の団体登録有効期間は、平成27年3月31日までとなります。有効期限後も団体登録を希望される場合は、更新手続きが必要です。
- (2) 登録内容(団体の名称、代表者の氏名・住所・電話番号、規約、活動内容)に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。また、団体が解散した場合は、解散の届出等が必要です。
- (3) 登録団体の活動が「練馬区立石神井公園ふるさと文化館団体登録要綱」の定める基準に該当しないことが判明したときは、登録を取り消します。

【お問い合わせ】

練馬区立石神井公園ふるさと文化館
〒177-0041 練馬区石神井町5-12-16
電話03-3996-4060
FAX 03-3996-4061

<案内図>

主な交通機関

徒歩

- 西武池袋線 石神井公園駅下車 徒歩 15分
- 西武新宿線 上井草駅下車 徒歩 20分

バス

- 西武池袋線 石神井公園駅南口下車 「上井草駅経由 荻窪駅」行き【JA 東京あおば】下車徒歩 5分(西武バス・荻 14)



- 西武池袋線 大泉学園駅南口下車
「上井草駅・荻窪駅経由 阿佐ヶ谷駅」行きまたは「上井草駅経由 荻窪駅」行き【三宝寺池】
下車徒歩 2 分(西武バス・荻 15)
- 西武新宿線 上井草駅下車
「石神井公園駅南口」行き【JA 東京あおば】下車徒歩 5 分(西武バス・荻 14)または「長久保」
行き【三宝寺池】下車徒歩 2 分(西武バス・荻 15)
- JR 中央線・東京メトロ丸ノ内線 荻窪駅下車
「上井草駅経由 石神井公園駅南口」行き【JA 東京あおば】下車徒歩 5 分(西武バス・荻 14)
または「長久保」行き【三宝寺池】下車徒歩 2 分(西武バス・荻 15)
- JR 中央線 阿佐ヶ谷駅下車

「長久保」行き【三宝寺池】下車徒歩 2 分(西武バス・荻 15)

みどりバス(コミュニティバス)

- 関町ルート(関町福祉園～武蔵関駅南口～上石神井駅～順天堂練馬病院)【JA 東京あおば】
下車徒歩 5 分

※注釈:一般利用者用駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場をご利用ください。

※注釈:身障者用駐車スペースのご利用、大型バス等による団体でのご利用については、別途お問い合わせください。

石神井公園ふるさと文化館の団体登録のご案内、申請用紙、施設利用のご案内等は下記ホームページからもダウンロードすることができます。

石神井公園ふるさと文化館のページ
<http://www.neribun.or.jp/furusato.html>

練馬区立石神井公園ふるさと文化館団体登録申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

練馬区立石神井公園ふるさと文化館

指定管理者館長 殿

申請者住所 練馬区豊玉北6-12-1

申請者氏名 練馬 太郎

電話番号 03-3993-1111

＜記入例＞

下線の付いた箇所は記入が必要な部分です。
記入漏れのないようにご注意ください。

練馬区立石神井公園ふるさと文化館の団体登録をしたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ	マルマルキョウドシケンキュウカイ		
団体名	〇〇郷土史研究会		
代表者	住所	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1	
	フリガナ	ネリマ タロウ	
	氏名	練馬 太郎	
	電話	03-3993-1111	
会員数	18人（うち区内在住・在勤・通学 15人）		
添付書類	（添付した書類に○をつけてください。）		
	① 規約等 ② 活動実績報告書 ③ 会員名簿 ④ 会計関係書類 ⑤ 生涯学習団体届出証（写）（既に生涯学習団体として届出をしている場合のみ）		

※ 太線内を記入してください。

団体登録	承認・不承認	館長	係員
登録年月日	年 月 日		
登録番号	第 号		
通知年月日	年 月 日	受付年月日	
備考			

注：記入例の下線部分は記入が必須です。添付書類も忘れずに提出して下さい。

練馬区生涯学習団体として届出を行っている団体が生涯学習団体届出証の写しを添付した場合、規則（会則）および団体の会計に関する書類の提出は必要ありません。

<記入例>

網掛けの付いた箇所は記入が必要な部分です。
記入漏れのないようご注意ください。

<記入例>

②活動実績報告書

活動実績報告書

団 体 名	〇〇郷土史研究会
会 員 数	18人
活 動 目 的	郷土史の研究
前 1 年 間 の 活 動 実 績	<p>4月 総会</p> <p>5月 〇〇についての学習会</p> <p>7月 団体内発表会</p> <p>9月 〇〇についての学習会</p> <p>10月 公開講座の実施</p> <p>12月 役員会開催</p> <p>3月 〇〇についての学習会</p>
主 な 活 動 場 所	区立〇〇〇
会 費	有 (500円 / 月額・年額) ・ 無
備 考	

会 員 名 簿

<記入例>
 ③会員名簿

- ・ 謝礼を得る講師は、代表者ならびに会員となることが出来ません。
- ・ 団体の代表者をNo.1 としてください。
- ・ 役職名には、「会長」「副会長」「会計」「監査」等を記入してください。
- ・ 区内在勤・在学の方は、その住所とともに勤務先名・学校名も記入してください。
- ・ 下表の項目を盛り込めば、パソコン等での独自作成が可能です。(生涯学習団体は、生涯学習団体届出時に提出した名簿のコピーでも可能です。)
- ・ 中学生以下、75歳以上の会員の方のみ年齢・学年欄を記入して下さい。
- ・ 会員数が20名を超える団体は、用紙をコピーのうえ使用してください。

平成〇〇年〇月〇日現在

No.	役職名	氏 名	住所（区内在住者は必ず自宅住所を記入。在勤在学者は所在地を記入。在勤在学代表者は自宅住所を併記）	年齢・学年 (記入は、中学生以下・75歳以上の方)
1	会長	練馬太郎	自宅 練馬区豊玉北 6-12-1 所在地	
2	副会長	〇〇 〇〇	練馬区〇〇 1 - 2 - 3	
3	会計	△△ △△	練馬区〇〇 2 - 3 - 4	
4	監査	〇△ 〇〇	練馬区〇〇 3 - 4 - 5	
5		〇〇 △〇	練馬区〇〇 4 - 5 - 6	
6		〇〇 〇△	練馬区〇〇 5 - 6 - 7	
7		△〇 〇〇	練馬区〇〇 6 - 7 - 8	
8		△〇 △〇	練馬区〇〇 7 - 8 - 9	
9		〇△ 〇△	練馬区〇〇 8 - 9 - 10	
10		△△ 〇〇	練馬区〇〇 9 - 10 - 11	
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

＜参考例＞

④規則（会則）

会則について

会員の総意により決定した会則を添付してください。

会則には、次の8項目を含めてください。

- ① 団体の名称および事務局の所在地
- ② 目的
- ③ 活動内容（継続的・計画的・具体的な内容を記載）
- ④ 会員の条件
- ⑤ 役員等（会長・副会長・会計・監査等）
- ⑥ 会議（総会、役員会等）
- ⑦ 会計（入会金・会費・会計年度等）※会費が無い場合には、必要経費についての説明が必要
- ⑧ 施行年月日

〇〇会会則【例】

(名称・所在地)

第1条 本会は〇〇会と称し、事務局を東京都練馬区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

(活動の本拠地および時間帯)

第2条 本会は〇〇〇〇〇〇を活動の本拠地とし、毎週〇曜日〇〇時から〇〇時までを練習の時間とする。

(目的)

第3条 本会は〇〇〇〇を通じて会員の〇〇〇〇の向上と情報交換を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 週1回の〇〇〇〇〇〇の練習。
2. 〇〇〇〇〇〇行事への参加。
3. その他前条の目的を達成するために必要な活動。

(会員の権利と義務)

第5条 会員は〇〇会の活動に自由に参加できる権利を有し、会費を納入する義務を有する。

(入会の資格)

第6条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。

(代表者とその権限)

第7条 代表者は〇〇会を代表し、会務を統括する。

(役員・会計監査)

第8条 本会に次の役員及び会計監査を置く。
会長、副会長〇名、会計〇名、会計監査〇名

(役員・会計監査の選出と任期)

第9条 役員および会計監査は、会員の中からの互選により、任期は〇年とする。ただし再任は妨げない。

(総会・役員会)

第10条 1. 本会は、年〇回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(1) 事業計画 (2) 予算・決算 (3) 会則改正 (4) その他必要事項

2. 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費等)

第11条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。
入会金は〇〇〇〇円、会費は月〇〇〇〇円とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日より〇〇月〇〇日までとする。

(会計報告)

第13条 本会の会計報告は、毎年〇〇月に行う。

[付則]

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

「団体の会計に関する書類」 例

様式は自由です。

- 決算報告書の例（前年度の活動実績がある場合）

平成○年度決算報告書

収入の部			支出の部	
前年度繰越		○○○円	施設使用料	○○○○円
会費	○○×○人	○○○○円	傷害保険料	○×○ ○○円
入会金	○○×○人	○○○○円	講師謝礼	○○×○日 ○○○○円
預金利子		○○円	公開講座経費	○○○○円
			反省会費	○○○円
			次年度繰越金	○○円
合 計		○○○○○円		○○○○○円

- 収支予算書の例（前年度の活動実績がない場合）

平成○年度収支予算書

収入の部			支出の部	
項目	内 訳	金 額	項目および内 訳	金 額
入会金 会費	○○円×○○人	○○○○円	施設使用料	○円×○回 ○○○○円
	○○円×○○人	○○○○円	傷害保険料	○円×○人 ○○円
			講師謝礼	○円×○回 ○○○○円
			事務費	○○○円
			用品購入費	○○○○円
合 計		○○○○○円		○○○○○円

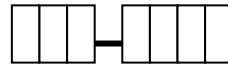
※ 収入金額と支出金額は同一金額。

＜記入例＞

⑦代表者あて団体登録証
送付用封筒

82 円切手を貼付
して下さい。

82 円
切手
貼付



代表者の方の
ご住所・お名前
をご記入くだ
さい。

代表者の方のお名前

代表者の方のご住所

※封筒の大きさは、定形封筒（縦 23.5 cm×横 12 cm以内）